平成２３年（フ）第１４３号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原2470番地３
債務者　若林　一也
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
松江市古志原４丁目２番５―401号　市営古志原アパート
債務者　伊藤紀代美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４１号
松江市国屋町565番地５
債務者　小林　清枝
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４２１２号
東京都中央区銀座７丁目17―18―707
債務者　小原　英嗣
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２１４号
埼玉県三郷市彦成３丁目258―１―206
債務者　水本　　優
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２１５号
埼玉県三郷市彦成３丁目258―１―206
債務者　水本　聖美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２２号
千葉県千葉市緑区大木戸町88―３
債務者　ネクラード　ハディ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２３号
千葉県千葉市緑区大木戸町88―３
債務者　佐藤わかな
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２５号
東京都江戸川区西小岩３丁目32―11―704
債務者　佐瀬　和雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２４９号
東京都新宿区北新宿２丁目４―23―203
債務者　阿部　章次
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２５０号
東京都江戸川区一之江３丁目18―７―201
債務者　花田　幸嗣
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２５１号
東京都足立区保木間１―13―12、住民票上の住所東京都足立区花畑３丁目24―３
債務者　富岡　慶太
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２５４号
東京都北区上十条５丁目46―13―102
債務者　秋元　道郎
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２６０号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目４―12―205
債務者　坂本由季絵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２６３号
東京都八王子市南大沢１丁目23―９―201
債務者　成木　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２７３号
東京都板橋区常盤台１丁目36―４　サンライフ常盤台ＮＯ２―101
債務者　田久　孝幸
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部